

(別紙2)

講義を通信で行う場合の基準

講義を通信で行う場合には、次の方法により、添削指導及び面接指導を適切に実施するものとし、次に掲げる条件を満たすものとする。

1 添削指導

- (1) 講師選定基準と同等の添削責任者を各教科に配置すること。
- (2) 添削責任者と添削者が別の場合には、添削者は添削責任者の十分な指導の下、その任務にあたること。
- (3) 課題は次によること。
  - ア 課題の内容は、各教科の学習内容を理解させるに足りるものとする。
  - イ 課題の作成は、講師選定基準と同等の者がこれにあたること。
  - ウ 居宅介護職員初任者研修課程の課題は1教科につきおおむね3問以上、その他の研修課程の課題は1教科につきおおむね2問以上の設問を設けること。
  - エ 課題の配布から答案の回収までの期間は、受講者の習熟度を勘案した適当な期間を設定すること。
  - オ 答案の回収後の添削は、速やかに行うこと。また、受講者の理解しやすい添削に努めること。
  - カ 受講者に対し、課題に関する質問の受付方法、その回答方法等を周知すること。

2 居宅介護従業員初任者研修課程の通信学習について

- (1) 通信学習は、科目ごとに、次の表に掲げる時間数を上限とする。

科 目 名	通信形式で実施 できる上限時間	合計時間
1. 職務の理解	0時間	6時間
2. 介護における尊厳の保持・自立支援	7.5時間	9時間
3. 介護の基本	3時間	6時間
4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	7.5時間	9時間
5. 介護におけるコミュニケーション技術	3時間	6時間
6. 障害の理解	3時間	6時間
7. 認知症・行動障害の理解	3時間	6時間
8. 老化の理解	1.5時間	3時間
9. こころとからだのしくみと生活支援技術	12時間	75時間
10. 振り返り	0時間	4時間
合 計	40.5時間	130時間

3 重度訪問介護従業者養成研修統合課程の通信学習について

- (1) 重度訪問介護従業者養成研修統合課程のうち、基本研修に相当する講義は、面接指導で行わなければならない。

#### 4 面接指導

(1) 次の必要時間数を満たすこと。

課 程	該 当 す る 教 科	講 義 ・ 演 習	内 容
障害者居宅介護従業者基礎研修課程  (3時間以上)	居宅介護概論	居宅介護従業者の職業倫理に関する講義	福祉業務従業者の職業倫理を中心とした講義
同行援護従業者養成研修一般課程 (1時間)	同行援護の制度と従業者の業務	同行援護従業者の職業倫理に関する講義に1時間以上	同行援護従業者の職業倫理を中心とした講義
同行援護従業者養成研修応用課程 (1時間)	障がい者（児）の心理②	障がい者（児）の心理に関する講義に1時間以上	視覚障がい者（児）の障害の受容や人間関係を中心とした講義
重度訪問介護従業者養成研修基礎課程 (1時間)	居宅介護従業者の職業倫理	居宅介護従業者の職業倫理に関する講義に1時間以上	福祉業務従業者の職業倫理を中心とした講義
重度訪問介護従業者養成研修追加課程 (1時間)	緊急時の対応等	緊急時の対応等に関する講義に1時間以上	緊急時の対応と危険防止のための留意点の理解を中心とした講義
視覚障害者移動介護従業者養成研修課程 (1時間)	居宅介護従業者の職業倫理	居宅介護従業者の職業倫理に関する講義に1時間以上	福祉業務従業者の職業倫理を中心とした講義
全身性障害者移動介護従業者養成研修課程 (1時間)	居宅介護従業者の職業倫理	居宅介護従業者の職業倫理に関する講義に1時間以上	福祉業務従業者の職業倫理を中心とした講義

- (2) 指導に当たる講師は、別紙4に定める講師選定基準と同等の者を選定すること。
- (3) 開催の時期及び場所は、受講者の集合しやすい時期及び場所を十分配慮して設定すること。
- (4) 適当な講義室及び演習室を確保すること。